

福井市企業立地促進条例

平成28年3月23日

条例第13号

(目的)

第1条 この条例は、本市における企業の立地を促進するため、必要な奨励措置を講ずることにより、産業構造の高度化及び雇用機会の拡大を図り、もって本市産業の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 立地 工場等を設置することをいう。
- (2) 工場等 企業が行う事業の用に供する事業所をいう。

(奨励措置)

第3条 市長は、この条例の目的を達成するために、予算の範囲内で、市内に立地を行う企業に対し、次に掲げる奨励措置（以下「奨励措置」という。）を講ずることができる。

- (1) 助成金の交付
- (2) 立地に必要な用地及び雇用の確保に関する協力
- (3) その他市長が必要と認める措置

(助成金の交付)

第4条 助成金は、一括し、又は規則で定めるところにより分割して交付するものとする。

(奨励措置の取消し等)

第5条 市長は、企業が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励措置を取り消し、又は停止することができる。

- (1) 規則で定める助成金の交付要件を満たさなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により奨励措置を受けたとき。
- (3) 市税を滞納したとき。
- (4) この条例に基づく規則に違反したとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が必要と認めるとき。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の福井市企業立地促進条例の規定に基づき指定を受けている企業及び指定の申請を行っている企業に対する奨励措置については、なお従前の例による。